

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第6期】協力金支給申請額計算書(別紙1) ※その他市町村用

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？						
※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。						
はい	いいえ 別紙2へお進みください					
前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。 ※月々の売上高が不明な場合は裏面の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。						
A 月単位方式	(前年又は前々年の5月の飲食業売上高)÷5月の日数(31日)=1日当たりの飲食業売上高 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">前年又は前々年5月の飲食業売上高 円</td><td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td><td style="width: 20%; text-align: center;">31日</td><td style="width: 10%; text-align: center;">=</td><td style="width: 30%;">前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円</td></tr></table>	前年又は前々年5月の飲食業売上高 円	÷	31日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円
前年又は前々年5月の飲食業売上高 円	÷	31日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円		
B 時短要請期間方式	(前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高)÷時短協力日数=1日当たりの飲食業売上高 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円</td><td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td><td style="width: 20%;">時短協力日数 日</td><td style="width: 10%; text-align: center;">=</td><td style="width: 30%;">前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円</td></tr></table>	前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円	÷	時短協力日数 日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円
前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円	÷	時短協力日数 日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円		
C 新規開店特例方式	(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。) (開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円</td><td style="width: 10%; text-align: center;">÷</td><td style="width: 20%;">開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日</td><td style="width: 10%; text-align: center;">=</td><td style="width: 30%;">1日当たりの飲食業売上高 ① 円</td></tr></table> <p>※ 開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。</p>	開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円	÷	開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日	=	1日当たりの飲食業売上高 ① 円
開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円	÷	開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日	=	1日当たりの飲食業売上高 ① 円		

8万3,333円を超えますか？

はい 1日当たりの飲食業売上高が25万円以上で、前年又は前々年から飲食部門における1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。	いいえ 支給額は1日当たり25,000円です。以下を記入して支給額を確定してください。 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">25,000円 ×</td><td style="width: 10%; text-align: center;">時短協力日数 日</td><td style="width: 10%; text-align: center;">=</td><td style="width: 50%;">当該店舗の給付額 円</td></tr></table> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 上記内容で申請します</p>	25,000円 ×	時短協力日数 日	=	当該店舗の給付額 円
25,000円 ×	時短協力日数 日	=	当該店舗の給付額 円		

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円	×	0.3	=	1日当たりの給付単価 円
----------------------------	---	-----	---	-----------------

千円未満切り上げ 1日当たりの給付単価 000円	×	時短協力日数 日	=	当該店舗の給付額 000円
--------------------------------	---	-------------	---	------------------

※上限:75,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します

【売上高方式（年間売上高による申請）】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ 別紙2へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

前年または前々年の年間の飲食業売上高
円

÷ $\begin{matrix} 365日 \\ 366日 \end{matrix}$

いずれかに○をつけてください(※)

= 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高
① 円

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

8万3,333円を超えますか？

はい

1日当たりの飲食業売上高が25万円以上で、前年又は前々年から飲食部門における1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり25,000円です。以下を記入して支給額を確定してください。

25,000円 × $\begin{matrix} \text{時短協力日数} \\ \text{日} \end{matrix}$ = $\begin{matrix} \text{当該店舗の給付額} \\ \text{円} \end{matrix}$

上記内容で申請します

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高
① 円

× 0.3

= 1日当たりの給付単価
円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価
000円

× $\begin{matrix} \text{時短協力日数} \\ \text{日} \end{matrix}$

= 当該店舗の給付額
000円

※ 上限：75,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

上記内容で申請します